

## 第2次広島市環境基本計画の策定について（案）

### 1 第2次広島市環境基本計画策定の背景

環境基本計画について、本市は、新たな計画を策定するまでの間、現計画（当初計画を平成19年度に改定したもの。計画期間の終期は平成22年度）に掲げる目標、施策に継続して取り組むとの方針の下、当該目標等に取り組んできた（別紙1「現行の広島市環境基本計画に掲げる定量目標等について」参照）。

一方、最近における国の動向は、平成24年4月に第四次環境基本計画が、昨年4月に第四次エネルギー基本計画がそれぞれ閣議決定され、今月末には国内の温室効果ガス削減目標が決定される見込みである。

また、環境問題には地域レベルのものから地球レベルのものまで様々なレベルがあり、その内容も多岐にわたっているが、最近では、環境と経済社会の関わりが一層広く深いものになっているなど、環境行政にはこれまで以上に大きな役割が求められている。

こうした中、本市は、今年2月、被爆70周年を契機に、目指すべき「世界に誇れるまち」の実現に向けて「まちづくり先導事業」を展開することとし、被爆100周年を見据えた長期的なまちづくりに新たな一歩を踏み出した。

以上のような状況を踏まえると、まちづくり等様々な分野に環境の保全及び創造に関する基本的な考え方が適切に反映できるよう、総合的かつ中長期的な視点を充実させた新たな計画（第2次広島市環境基本計画（以下「第2次計画」という。）をできるだけ速やかに策定する必要がある。

### 2 環境基本計画の位置付け

環境基本計画は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号。以下「環境基本条例」という。）第34条第1項の規定によりその策定が義務付けられており、広島市基本計画における環境に関する部門計画に当たる（別紙2「第2次広島市環境基本計画の位置付け」参照）。

### 3 第2次計画の計画期間

平成28年度から平成32年度までとする（終期は第5次広島市基本計画の終期と同じ）。

### 4 第2次計画策定に当たっての基本的な考え方

#### (1) 環境の保全及び創造において本市が目指すべき姿の具体化・明確化

現計画は、「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」を「基本理念」として定めている。

しかし、環境基本条例第3条にも環境の保全及び創造についての「基本理念」を定めており、環境の保全及び創造に関する施策を進める上で二つの基本理念が存在することになり、市民には分かりにくいものになっている。また、現計画の「基本理念」は、抽象的で分かりにくい面もある。

このため、第2次計画においては、環境基本条例に定める「基本理念」の下に本市、事業

者及び市民が共に行動をし、どのような都市を目指すのかを、分かりやすく身近な言葉を用いて表すこととし、それを環境の保全及び創造において本市が目指すべき姿の都市像（環境像）として位置付けることとする。

## (2) 環境基本計画の位置付けの再整理に伴う策定内容の大綱化

現計画では、「環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する行政計画はもとより、その他の環境保全及び創造に関する事項を定める計画の上位計画としての位置付けを有します。」とし、各行政分野における個別具体的な事業やその数値目標まで詳細に記載している。

しかし、これらは各行政分野の行政計画において定めたものをそのまま掲載したもので、当該行政計画は現計画の計画期間中に改定等が行われていることなどから、改めて、環境基本計画の環境分野以外の行政計画に対する位置付けを整理し直す必要がある。

このため、第2次計画の策定に当たり、環境分野と環境分野以外の分野に分けて、環境基本計画の位置付け、役割を再整理し、環境分野以外の行政計画との関係については、「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」と位置付けるものとする（別紙2参照）。

第2次計画は、この位置付けに基づいて策定することとし、様々な行政分野における具体的な施策の展開策や個々の施策の数値目標等までは記載せず、総合的かつ中長期的な視点を充実させることで、大綱的な役割を担わせることとする。

## (3) 横断的な視点の追加

(1)の都市像（環境像）の実現に向けて施策の基本的な方針を定めるに当たっては、自然環境、生活環境等との関係のみならず、環境・経済の好循環の創出など横断的な視点も踏まえることとする。

## 5 第2次広島市環境基本計画の構成（案）

前記4の基本的な考え方を踏まえ、第2次計画の構成は、おおむね次のとおりとする。

### (1) 環境の保全及び創造において目指すべき都市像（環境像）

「将来にわたり、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

### (2) 基本目標

(1)の都市像（環境像）実現に向けての施策を展開していくに当たって、環境概念の区分を①自然環境、②都市環境、③生活環境及び④地球環境の四つに分けた上で、それぞれの区分ごとに基本目標を設定する（別紙3「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例と第2次広島市環境基本計画における環境概念との関係」、別紙4「第2次広島市環境基本計画の構成に係る概念図」参照）。

### (3) 施策の方針

(2)の基本目標の下、個別分野（水、緑等）ごとに基本的な方針を設定する。

なお、現計画で定量目標として掲げていたものについては、環境の状況を表す指標として再整理する。

### (4) 計画の推進体制

(3)の方針を踏まえて実施される施策の進行管理等に係る体制について定める。

## 6 第2次計画策定に係るスケジュール

(平成27年)

- ・ 5月23日 第1回審議会 第2次広島市環境基本計画の策定（諮問）
- ・ 7月下旬 第2回審議会 第2次広島市環境基本計画（骨子）
- ・ 9月上旬 第3回審議会 第2次広島市環境基本計画（素案）
- ・ 10月上旬 第4回審議会 同上
- ・ 11月 第2次広島市環境基本計画（素案）を市議会（委員会）へ報告。
- ・ 11～12月 市民意見募集

(平成28年)

- ・ 2月中旬 第5回審議会 第2次広島市環境基本計画の策定（答申）
- ・ 3月中旬 第2次広島市環境基本計画の策定